

安城市市民協働推進計画（案）へのパブリックコメントによる意見募集結果

意見該当箇所	意見	市の考え方
全体	この計画は、市民協働についての施策を具体化し、推進していくための拠り所となるものか。	この計画は、「安城市市民協働推進条例」及び「安城市協働に関する指針」を基に、施策や事業の実施時期、推進体制について具体的に定め、協働を推進するための拠り所となるものです。
全体	この計画の対象となる協働の担い手は誰か。また、市（行政）において協働の対象となる部門はどこか。	計画の対象となる協働の担い手は、市民・地域団体・市民活動団体・事業者及び市となります（p 3～4）。また、市においては市民協働課のみではなく、他の協働関係部署においても協働を推進し、総合的に施策を進めてまいります。
全体	町内会における市民協働について、どのように進めるのか。	町内会においては、既に協働に取り組んでいただいておりますが、今後も地域団体として、地域住民のニーズに基づき、地域の特性を生かした市民協働を進めていただきたいと考えております。
全体	「本市」と「市」の使い分け、「市民」、「協働」の用語の意味は。	「本市」と「市」は、前後の文章の流れにあわせて使い分けており、意味の違いはありません。 「市民」は、安城市市民協働推進条例第2条第3号に定めたとおり、「協働」は、同条例第2条第1号に定めた「市民協働」と同義です。

p 17 ③活動情報は、市広報や市民活動センター情報誌など紙媒体から入手	市民活動センターを利用する団体を対象に、このような設問では回答が偏る可能性が高い。これでは考察に客観性はなく、他にも恣意的な細工があるのではと考えてしまう。	市民活動センター登録団体以外の市民活動団体の把握は難しいため、市民活動団体の実情と意見の把握を目的として、登録団体を対象にアンケートを実施いたしました（p 23 参照）。
p 20 ②70%以上の団体が市民交流センターを利用		
p 31 情報共有促進事業 （団体登録情報共有化）	各センターの機能は違うので、どのセンターに登録するかは各団体の判断に任せるべき。	ご指摘のとおり各センターの機能は違うため、団体登録の一元化は考えておりません。 しかし、市民と団体または団体同士のマッチングによって協働を進めたいと考えておりますので、登録書式を共通化するなど、基礎的な団体情報の共有化を図っていくため、このままの表記といたします。
p 32 悠々熟年世代の生きがい探し講座事業	なぜ、ファイナンシャルプラン講座や教養講座が市民活動のきっかけになるのか理解できない。	このねらいは、定年退職より前に市民活動へ関心を持ってもらうため、生涯学習課が行う生きがい探し講座の1カリキュラムとして、市民活動及び市民協働について紹介するものです。 市民活動についてこれまで関心が無かった人がいきなり専門講座に応募するのは難しいと思われるので、働き盛り世代の関心が高い生涯学習講座などにおいて枠を設け、周知と理解を進めていきたいと考えています。

p 3 7 「団体登録申請書・活動報告書の書き方セミナー」開催事業	このセミナーの必要性が理解できない。	市民活動団体の自立に向けて、情報公開及び補助金・助成金等の申請における文書作成は、重要なスキルであると考え、必要とする団体を対象に当該セミナーを行ってまいります。
p 4 1 (2) 中間支援組織の設立支援	市民協働コーディネーターは、民間人が個人で活動し、市役所の業務を補完する位置づけなのか。中間支援組織は、市民活動センターの一部とするのではなく、市から独立した団体として組織化すべきである。	市民協働コーディネーターは、協働の推進のため、市民・地域団体・市民活動団体・事業者及び市の中で相互の連携を図る、いわば「通訳」の役割を担います。市民及び市職員を対象に、各組織の違いや文化を理解してコーディネートできる人材を育成します。 なお、p 3 3 及び 4 1 「市民協働コーディネーターの育成事業」の事業内容については、よりわかりやすい表記とするため、「安城市内各施設で」を「安城市内で」と改めます。 また、中間支援組織（協働サポータークラブ）については、市より独立した組織となるよう組織化を支援してまいります。
p 4 1 市民活動団体交流及び活動発表会事業（わくわく交流会事業）	わくわく交流会にはどれほどの市民が参加できるのか。評価、報告、公表と謳いながら、ごく一部の関係者にのみ行うのでは賛同できない。別の方法を検討すべきである。	わくわく交流会事業は、どなたでも参加することができ、市民活動団体間の交流と団体の活動を公開の場で発表・評価し合う重要な機会と位置づけています。 よって、わくわく交流会が、より多くの市民に対し発表でき、評価していただける機会となるよう、フォーラム・シンポジウムなどへの展開も検討してまいります。

p 4 5 スタートアップ事業 3「協働事業事例集」 発行事業	取材した結果を教材として活用することは有効 だと思うが、事例集を印刷発行することは無駄で ある。市民への周知に使うのであれば、ウェブペ ージでの公開とすべきである。	p 1 7③の結果にありますように、情報発信の方 法として紙媒体の活用は有効と考えています。 協働事業事例集につきましては、市民活動団体と 協働で分かりやすい資料となるよう作成し、ウェ ブサイト及び紙媒体を使ってP Rしてまいりま す。
p 4 6 スタートアップ事業 4「市民活動補助事 業」	対象が市民活動センター登録団体に限定してい るのはなぜか。 補助額は書いてあるが、補助率が書いてないた め、誤解を招くのではないか。 補助金の交付を完了後のみとするのではなく、一 部事前交付できるようにすべきである。	市民活動補助事業は、市内における幅広い市民活 動を活性化するため実施します。市民活動センタ ーは市民活動の拠点施設であり、その登録団体は 自主的に公益的な活動を行い、市民活動の発展に 寄与し、活動実績もあることから登録団体を事業 の対象といたしました。 また、掲載した補助額はあくまで目安であり、公 募の際には、補助率・補助金額を募集要項にて詳 細に定めます。 なお、審査が有りますが、補助金の一部前渡しは 可能です。